

債権放棄と相続税

中小企業ではオーナー社長が会社にお金を貸していることが多いです。銀行は肯定的に見ているし、税務署もよくあることと理解しています。

この借入金(会社から見て)はオーナーから見ると貸付金になります。もし、オーナーに相続が発生した場合にはこの貸付金も相続財産として相続税の課税対象になります。

●貸付金は、どのような財産になるのか？

オーナー社長が銀行から自分のお金1億円をおろしてきて、会社に貸し付けしました。この場合、社長の財産は次の通りとなります。

預貯金1億円→貸付金1億円

預貯金1億円が会社への貸付金1億円に変わったただけですので、財産の総額自体は変わりません。これに対して、会社は1億円の借金をした訳ですから、次のようになります。

+預貯金1億円 - 借入金 = 差引0円

つまり、プラスとマイナスの両方がたつため、こちらも財産の総額自体は増えません。

ですが、このような会社の多くは業績が回復せず、借りたお金をそのまま使ってしまう場合があります。そのような場合は、

社長には、**会社への貸付金1億円** 会社には、**借入金1億円** という状態です。

この、「貸付金1億円」を持ったまま、社長が亡くなりになると、貸付金1億円に対して相続税がかかることとなります。

●貸付金の評価

この貸付金の価値は、「財産評価基本通達-204(貸付金債権の評価)」で、次のように決められています。

貸付金は、**貸しているお金の金額** + **未回収の利息** で評価されています。

社長が会社にお金を貸した場合は、普通は利息をとらないので、**貸付金1億円**。社長がお亡くなりになった場合は、1億円が相続財産として、これに相続税がかかります。

会社に現預金があれば課税も納得ですが、ない場合にはかなり厳しいこととなります。

回収不能として計上しなくてよい基準「財産評価基本通達-205」は

- ① 手形交換所において取引停止処分を受けたとき
- ② 会社更生手続きの開始の決定があったとき
- ③ 民事再生法の規定による再生手続き開始の決定があったとき(他にも規定あり)
- ④ 業況不振のためまたはその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6か月以上休業しているとき

後継者がいなくて株価も額面を下回る場合などには頃合いをみて事業を休止しておくことも大事です。

債権放棄をしてしまうのもよいでしょうが、相続間際に行われた債権放棄(オーナーが貸付金を放棄)が問題にされた事案(審判事例)ではオーナー社長の放棄の意思の有無が争点になりました。

